

登録業者の皆様へ

入札・契約制度の改正について(お知らせ)

令和8年4月1日以降に入札公告及び指名通知する案件から、下記のとおり入札契約制度の改正を行いますのでお知らせします。

1 下水道管渠改築工事に係る手持ち工事カウントについて

下水道管渠改築工事について、手持ち工事件数に含まないこととしていましたが、近年の応札・落札状況を鑑み、高額案件(予定価格1億5,000万円以上)のみ、手持ち工事件数にカウントします。
なお令和11年度を目途に、金額に関わらず手持ち工事件数にカウントする予定としています。

2 災害復旧工事に係る暫定措置について

令和2年7月豪雨による災害復旧工事を円滑に進めるために、令和3年1月1日より暫定措置を講じておりましたが、この度、暫定措置を終了します。

| | 暫定措置 | 暫定措置終了後 |
|--------------------|--|---|
| 現場代理人常駐義務の緩和 | 兼任を認める対象工事：合計2件まで <u>ただし、災害復旧工事を含む場合は3件まで</u> | 兼任を認める対象工事：合計2件まで |
| 指名競争入札の適用範囲の拡大 | <u>災害復旧工事に限り予定価格が5,000万円未満の工事</u> についても指名競争入札による発注も可能。測量、調査、設計等業務委託も同様の取扱い。 | 原則、予定価格が1,000万以上は一般競争入札とし、1,000万円未満は指名競争入札とする。 |
| 指名競争入札の一者応札 | <u>予定価格5,000万円未満の災害復旧工事の指名競争入札</u> は一者応札でも有効。測量、調査、設計等業務委託も同様の取扱い。 | <u>全ての指名競争入札</u> において、入札の執行前に入札をする指名業者が1者となったときは、当該入札を中止する。 |
| 主任技術者等の恒常的雇用関係の取扱い | <u>災害復旧工事に配置する主任技術者等</u> については、配置可能な技術者（3か月以上の雇用関係が必要）が不足するなどやむを得ない事情がある場合に限り、3か月未満の雇用関係であっても技術者として配置することを可能とする。 | 配置可能な主任技術者等は、3か月以上継続して雇用している者。 |

実施時期：令和8年4月1日以降に入札公告及び指名通知する案件から適用